

2011年4月5日

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部 本部長  
内閣総理大臣 菅直人 様

新日本婦人の会会長 高田公子

## **福島原発放射性廃液を海に放出しない対策、情報開示、 魚介類の風評被害をださないルールづくりと補償などを急ぎ求めます**

未曾有の大震災・津波被害、原発事故に対する連日のご奮闘、本当にお疲れ様です。

福島第1原発の放射性廃液1万5000トンを数日かけて海に放出しはじめたと、4日発表されました。「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第64条1にもとづく応急の措置といわれていますが、海洋や漁業への影響などを慎重に科学的に検討した結果でしょうか。

東電が海洋放出したいと打診したのが4日午後3時、3時20分には経産省原子力安全・保安院が原子力安全委員会の助言のもとで「やむなし」と決断、助言した委員会が放出の4前提条件を示したが、「具体的な海水モニタリングなどについて保安院は、『まだ詳細は詰まっていない』としている」などと報道されています。これでは、東電が汚染度が低い、あるいは緊急事態と判断すれば、放射性物質を含んだ水が次つぎと放出されるのではないかと心配になります。すでに風評被害で苦しんでいる漁業関係者はこの放出を「断じて許されない」「受け入れられない」と抗議しています。

北茨城沖のコウナゴから野菜基準の倍の放射性ヨウ素が検出されたと報じられていますが、そもそも原発事故を想定していなかったために魚・肉にも暫定規制値がない現状です。「海洋放出しても安全」といわれても、消費者として俄かに信じがたいものがあります。

以下の対策を緊急におこなうようお願いいたします。

- 1、放射性廃液は海洋に放出するのではなく、英知をあつめて別の対策をとってください。
- 1、海洋でのモニタリングをつよめ、その数値を全面開示するとともに、海洋と放射性物質の専門家の意見を随時知らせてください。
- 1、急ぎ専門家による魚介類の暫定規制値を決定してください。
- 1、風評被害をださないために、流通前に魚介類の放射性物質検査をルール化し、基準内の物だけが流通するシステムを確立し、その安全性をアピールしてください。
- 1、すでに起きている風評被害や放射性廃液放出による漁業被害に対して、東電・国の補償を直ちに開始してください。